

令和6年10月18日

報道機関各位

(仮称)伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例 **(案) のパブリックコメント手続の実施について**

産業経済部商工労働課

市や商工団体をはじめ、金融機関や教育機関などが果たすべき責務や役割を明確にし、市民の理解と協力を得ながら中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を定めた本条例（案）について、パブリックコメント手続を実施します。

- 1 件 名** (仮称)伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）のパブリックコメント手続の実施について
- 2. 募集期間** 令和6年10月21日（月）～令和6年11月22日（金）
- 3. 周知方法** 広報いせさき10月号、市ホームページ（10月21日公開）
- 4. 公表資料** 商工労働課、市民情報コーナー（市役所本庁舎、各支所）、市ホームページにて公表します。

問い合わせ先 商工労働課 久保 TEL 0270-27-2754
